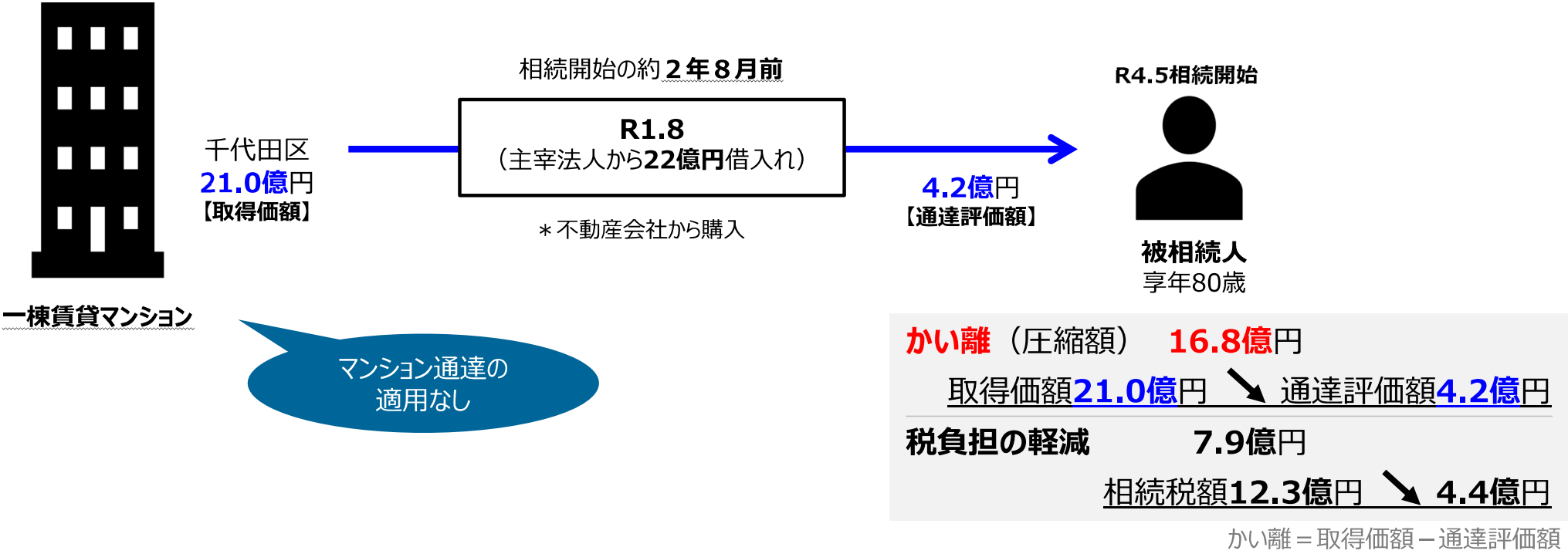


事例②【相続開始の直前に一棟賃貸マンションの駆け込み取得を行ったケース】

● 事案の概要



- 【概要】
- 被相続人は、相続開始の約2年8か月前に主宰法人から22億円を借り入れて、一棟賃貸マンションを21億円で購入
 - 相続人らは、その賃貸用マンションを評価通達に基づき4.2億円と評価
 - 相続人らは、借入金残高22億円を債務控除し、相続税額を4.4億円（7.9億円減額）として申告

○ 各価額の比較

種類	構造等	取得日	① 取得価額	② 通達評価額	③ 鑑定評価額	かい離額 (①-②)	かい離額 (③-②)	かい離率	
								取得/通達 (①/②)	取得/鑑定 (①/③)
共同住宅	RC11階	R1.8.8	21.0億円	4.2億円	18.5億円	16.8億円	14.3億円	4.99倍	1.13倍